

円滑かつ適正な価格転嫁をサポート

解説 消費税転嫁対策特別措置法

消費税の引き上げを円滑に進めるために「転嫁対策特別措置法」が10月から施行される。同法のポイントについて弁護士・中小企業診断士の関義さんに解説していただく。

10月から施行

平成26年4月および平成27年10月に2回にわたる消費税率が引き上げられる予定ですが、この引き上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、今年6月5日に、「消費税の円滑かつ適

正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(以下「転嫁対策特別措置法」といいます)が成立しました。転嫁対策特別措置法は、同年10月1日から施行され、平成26年3月31日まで適用される時限立法です。

する図表は、小冊子「消費税の転嫁対策特別措置法5つのポイント」から引用し

つおポイントから引用し

「関先生のコメント」

法律の適用例など詳細については、今後政府から公表されるガイドライン等で示されます。公正取引委員会、消費庁、財務省などからの今後の情報に注目しましょう。

「消費税還元セール」などの宣伝広告を禁止

転嫁対策特別措置法では、消費者に誤認を与えたり、納入業者への買いたたきを誘導する小売店の転嫁を阻害したりするようにするために、事業者が、平成26年4月1日以後における自己の供給した商品または役務の取引について、次の3つの表示を行うことを禁止しています。

【関先生のコメント】

「消費税」という文言を含めた宣伝広告が禁止され、「消費税」という文言を含まない広告については、「宣伝広告の表示全体から消費税を意味することが客観的に明らかかな場合」でなければ禁止される表示は、まだ禁止しないというのが現時点での政府の考えです。しかし、その境界線は「事業者」が対象になりますので、違法な表示にならないよう、政府が公表するガイドラインなどで具体例を確認しましょう。

3 価格の表示

「税抜き価格の強調表示」や「外税表示」が認められます

いわゆる小売段階において、消費者に商品の販売や

格が税込み価格であると誤認されないための措置を講じている(き)」に限り、税込み価格を表示することを要しない(つまり、外税表示が認められる)になりました。ただし、消費者への配慮の観点から、できるだけ速やかに税込み価格を表示するよう努めなければなりません。

【関先生のコメント】

価格表示に関する2つの特例は、転嫁対策特別措置法の施行日である平成26年10月1日から認められます。平成26年4月1日より前から認められる特例です。で、値札の変更などの準備は、余裕をもって早めに取り掛かるようにしましょう。

①消費税の転嫁拒否等の行為(減額、買いたたき等)の禁止
②消費税に関連するような形で安売り宣伝や広告の禁止
③「総額表示」義務が緩和され、「外税表示」「税抜き価格の強調表示」が認められる
④中小企業が共同で価格転嫁すること(転嫁カルテル)や、表示方法を統一すること(表示カルテル)が認められる
⑤国民に対する広報、通説の保護、態勢の整備が国等の責務として明確化

転嫁対策特別措置法は、主に、4つの「特別措置」が規定されています。それぞれについてポイントを解説します。

2 消費税の転嫁を阻害する表示の是正

【関先生のコメント】

「消費税」という文言を含めた宣伝広告が禁止され、「消費税」という文言を含まない広告については、「宣伝広告の表示全体から消費税を意味することが客観的に明らかかな場合」でなければ禁止される表示は、まだ禁止しないというのが現時点での政府の考えです。しかし、その境界線は「事業者」が対象になりますので、違法な表示にならないよう、政府が公表するガイドラインなどで具体例を確認しましょう。

減額・買いたたき等が禁止されます

1 消費税の転嫁拒否等の行為の是正

「転嫁対策特別措置法」では、平成26年4月1日以後に「特定供給事業者」から受ける商品または役務の供給に関する行為をすることを禁止しています。

かによって、以下のとおり組み合わせられます。特定事業者が、この資本金の額等が3億円以下である事業者等となります。また、禁止される転嫁拒否等の行為は、次の4類型となります。

【関先生のコメント】

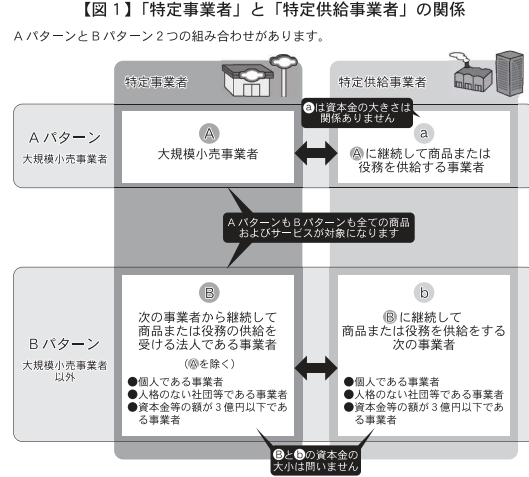
「転嫁カルテル」や「表示カルテル」が認められます

【関先生のコメント】

【関先生のコメント】

「特定事業者」と「特定供給事業者」の関係

【図1】「特定事業者」と「特定供給事業者」の関係



【図2】総額表示の例

【図3】誤認されないための措置の例

【図4】税抜き価格の強調表示の例

関 義之(せき よしゆき) 弁護士 弁護士事務所所属 荒井総合法律事務所(早稲田大学を卒業し、平成12年弁護士、平成23年中小企業診断士に登録。日本商工会議所平成25年度消費税転嫁対策窓口相談

等事業実施Wの作業チームに所属し、「消費税転嫁対策経営指書向けガイドブック」および「消費税の転嫁対策特別措置法5つのポイント」(小冊子)の作成を手がける。平成24年経営革新等支援機関にも登録。

【関先生のコメント】

【関先生のコメント】

【関先生のコメント】

【関先生のコメント】